

第26回浜田市農業委員会総会会議事録

令和2年3月26日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

1. 出席委員

1番 原田 義一	2番 岡本 嗣喜	3番 宮崎 龍生	4番 徳田マスエ
5番 川本 聖光	6番 松山 純久	7番 清水 康彦	
9番 林 秀司	10番 三浦 博文	11番 渡辺 弘之	12番 欠 席
13番 欠 席	14番 欠 席	15番 欠 席	16番 大谷 数義
17番 佐々岡常喜	18番 佐々木京子	19番 玉田 一	
1推 前田 正典	2推 田村 邦麿	3推 橋本 安延	4推 欠 席
5推 小川 明人	6推 神田 進	7推 小松原常雄	8推 河野 恒弘
8推 近重 邦昭	10推 野上 省三	11推 岡田 勝	12推 大崎 健太
13推 小谷 保雄	14推 岡本 定文		16推 奥迫 忠幸
17推 原田 和義	18推 永見 繁廣	19推 欠 席	

2. 欠席委員

12番 渡邊 弘登	13番 岡本 健治	14番 青葉 真
15番 柿元 信次		
4推 三浦 寿紀	19推 齋藤 久行	

3. 事務局出席職員 久佐事務局長、木原農地係長、佐々木主任主事
農林振興課 松本囑託

<p>会 長</p>	<p>おはようございます。ただいまから第 26 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は、12 番渡邊弘登委員、13 番岡本委員、14 番青葉委員、15 番柿元委員、4 推三浦委員、19 推齋藤委員、以上 6 名の委員から欠席の届出が出ております。</p> <p>また、早退は、11 番渡辺弘之委員から早退の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、16 番大谷委員、17 番佐々岡委員よりしく願います。</p> <p>それでは、議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議題に入ります前に、1月から廣瀬委員の後任として農業委員にご就任いただきました、7番の清水康彦委員が、これまでお仕事等で出席できませんでしたが、本日、ご出席いただいておりますので、ご紹介いたします。</p>
<p>7 番 清水委員</p>	<p>皆さん初めまして、弥栄から来た清水と申します。農繁期は会議に出席できないこともあろうかと思いますが、都合がつく限り出席しますので、よろしくお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思います。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。今回は数が相当ありましたので、事前に送付させていただきましたけれども、農用地利用集積計画(案)と本日お配りした利用集積一覧表をご覧ください。お持ちでない方がいらっしゃいましたら、申し出てください。</p> <p>農用地利用集積計画(案)についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、168 件、464 筆、604,463 m²となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は 3 月 30 日を予定しており、利用権設定については開始日を令和 2 年 4 月 1 日以降としております。農用地利用集積計画(案)については以上でございます。ご審議の程よりしく願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がござ</p>

	<p>いましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。</p> <p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～全委員 挙手～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p> <p>続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>本日は、合計15件の審議・報告をさせていただきますが、そのうち7件が隣接する案件がありますので、いつもと違いますが、一括して説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。</p> <p>農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。</p> <p>農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利の取得等をして、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>3条の1号についてご説明いたします。資料3ページ4ページ、図面番号①、現況写真は、1ページの上段中段をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の田です。場所は、三保公民館から約750m南西の上古市です。</p> <p>なお、○番については、農業用施設に供する届も同時に出されており、今回所有権移転がある○番、2号で出てくる○番に行くための進入路となっている現況です。○番については、目的変更も同時に出されており、畑として利用することとされております。</p> <p>この申請は、譲渡人から譲受人が売買で、農地を取得するものです。譲受人の耕作面積は29a弱となり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>2号についてご説明いたします。1号の隣接地でももとは1号と同じ所有者となっております。資料は同じく3ページ4ページ、図面番号①、現況写真は、1ページの下段をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の田です。なお、この筆についても、目的変更も同時に出されており、畑として利用することとされております。</p> <p>この申請は、譲渡人から譲受人が売買で、農地を取得するものです。譲受人の耕作面積は52a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p>

	<p>す。</p> <p>続いて、4条1号について説明します。この案件は、3条2号の隣接地で、資料5ページ4ページ、図面番号①、現況写真は、2ページ上段をご覧ください。申請地は 三隅町古市場の田です。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域内 用途指定なしの区域で、農地区分は 第2種農地に該当します。この案件は、6ページの始末書がありますが、先ほどの3条1号2号と同じですが、58年の災害時にこのあたり一帯が冠水し、その後、土を入れ、うめあげておられ、その時からこの土地は宅地と一体利用されているという案件です。</p> <p>5条3号について説明します。資料10ページ4ページ、図面番号①、現況写真は、2ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の田です。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域内、用途指定なしの区域で、農地区分は 第2種農地に該当します。この案件は、4条1号の隣接地で、もともと、3条2号の田の水路であったと思われませんが、今は農地の水路ではなく4条1号案件の土地からの排水路としての機能しかないということで、5条の申請に至ったという案件です。</p> <p>続いて報告事項の案件、それでは農業用施設に供する届ですが、資料は7ページです。先ほどの3条1号の○番を進入路として利用するという届です。農地利用目的変更届については、資料は8ページで、1号は、3条1号の○番で、登記簿上の地目は、田となっておりますが、現況は果樹を作っておられるという案件です。2号は、○番で、登記簿上の地目は、田となっておりますが、現況は野菜・果樹を作っておられるという案件です。</p> <p>以上、3条2件、4条1件、5条1件、農業用施設が1件、目的変更が2件、合計7件を一括して説明をさせていただきました。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただ今、事務局から合計7件についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>11番渡辺委員もしくは岡田委員お願いします。</p>
<p>11推（岡田委員）</p>	<p>先般、渡辺委員と事務局と現地を確認しました。始末書にも書いてありますように昭和58年の災害で甚大な被害を受けられたところであり、この時の残土処理に協力されたような形状になっています。よろしくお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上で、全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>第3条4条5条申請についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>

委 員	～挙手 多数～
会 長	<p>ありがとうございました。以上でこれらの案件については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続いて他の3条について事務局の説明から再開します。</p>
事 務 局	<p>それでは、改めまして、3条3号についてご説明いたします。資料3ページ9ページ、図面番号②、現況写真は、2ページの下段をご覧ください。申請地は、旭町本郷の田です。場所は、高速道路・浜田道の重富のバス停から約650m北東の上本郷行政区です。</p> <p>この申請は、譲渡人から譲受人が贈与で、農地を取得するものです。譲受人の耕作面積は106a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>3条申請は、以上のとおりですが、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>農地法第3条の説明については、以上です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>3号について、2番岡本委員もしくは田村委員お願いします。</p>
2番（岡本委員）	<p>現地確認も行っておりますが、別に問題はないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>第3条申請についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	～挙手 多数～
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、先ほどの三隅町</p>

	<p>古市場の1件でしたので、終了しております。</p> <p>続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。</p> <p>1号について説明します。資料10ページ11ページ、図面番号③、現況写真は、3ページ上段をご覧ください。申請地は、金城町七条の田です。場所は、金城支所から約750m北西の若林です。申請地は、この度11月の申請により農用地区域から除外しており、都市計画区域外で、農地区分は第1種農地に該当します。母屋を改修し、CAFÉ及び雑貨店として利用する計画で、その駐車場用地約30台分を確保するためにこの土地を利用する計画となっております。</p> <p>2号について説明します。資料10ページ12ページ、図面番号④、現況写真は、3ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の田です。場所は、岡見公民館から約900m南の宮ヶ迫です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域内用途指定なしの区域で、第2種農地に該当します。事業計画は、三隅・益田道路のトンネル工事の請負業者が、仮設備用地として受変電装置や濁水処理設備や工事車両の駐車場等として利用で、約2年間の一時転用の届となっております。なお、隣接には耕作されている農地がない状況となっております。</p> <p>3号は、先ほどの三隅町古市場の案件です。</p> <p>4号について説明します。資料10ページ13ページ、図面番号⑤、現況写真は、3ページ下段をご覧ください。申請地は、上府町の畑です。場所は、浜田東中学校から約500m東の伊甘です。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域で、第3種農地に該当します。周辺に畑はありますが、影響はほとんど考えにくく、宅地化が進んでいる地域です。</p> <p>5号について説明します。資料10ページ14ページ、図面番号⑥、現況写真は、4ページ上段をご覧ください。申請地は、日脚町の畑です。場所は、周布小学校から約200m北の日脚町2町内です。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域で、第2種農地に該当します。商業施設の隣接地で、その施設の駐車場として利用予定です。</p> <p>6号について説明します。資料10ページ15ページ、図面番号⑦、現況写真は、4ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の田です。場所は、三保公民館から約650m南西の中組です。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域で、第2種農地に該当します。賃貸借の申請で、事業者が、事務用地及び駐車場として利用する計画で、1月に審議をいただきました、火力発電所の宿舍の申請地の近くで、火電関係の業務をされる予定と聞いております。</p> <p>農地法第5条申請については、以上です。</p>
会長	<p>ただ今、第5条申請等についての説明がありました。担当委員さんか</p>

	<p>ら補足説明がありましたらお願いします。 1号について、12番大崎委員お願いします。</p>
12番(大崎委員)	<p>事務局と現地確認を行いました。説明のとおりですので、よろしく お願いします。</p>
会 長	<p>2号について、11番渡辺弘之委員もしくは岡田委員お願いします。</p>
11番(渡辺委員)	<p>先日、事務局と現地を確認しました。先ほど説明が会ったとおりで、問 題はないと思います。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>4号について、8番河野委員もしくは近重委員お願いします。</p>
8番(河野委員)	<p>先般、事務局と現地を確認しましたが、事務局の説明のとおりですの で、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>5号について、1番前田委員お願いします。</p>
1推(前田委員)	<p>3月17日に事務局と会長と私とで現地確認を行いました。問題はない ように思いますので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>6号について、11番渡辺弘之委員もしくは岡田委員お願いします。</p>
11推(岡田委員)	<p>地目は田となっておりますが、58災で埋め立てられたようになっていま す。中電関係の業者が事務所等を作られるということですので、よろしく お願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第5条申請等について全て説明が終わりました。皆様方から 何かございましたらお願いします。 ないようですので、採決に入りたいと思います。 第5条申請等についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願い します。</p>

委 員	～挙手 多数～
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 5 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和 26 年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1 号は、資料は 16 ページ 17 ページ、図面番号⑧、現況写真は、4 ページ下段をご覧ください。申請地は、田橋町の畑です。場所は、美川西分館から約 200m 西の田橋中町内です。年月日不詳から耕作放棄となり、原野化している状況です。相続人がおられない状況で、国有地となる見込みのある土地です。</p> <p>転用統制外証明願は、1 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありました。が、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号について、18 番佐々木委員もしくは永見委員をお願いします。</p>
18 番 (佐々木委員)	<p>3 月 17 日に事務局と現地を確認しました。写真で見てもわかるように、とても耕作は無理なように思います。後継者もおられないということで、今後は国に戻すようなことを事務局から聞きました。</p>
会 長	<p>以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。</p> <p>では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される農業委員の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	～挙手 多数～
会 長	<p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認され</p>

	<p>ましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは農業用施設に供する届及び農地利用目的変更届については、三隅町古市場の案件です。 続いて、公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。 資料 18 ページ 19 ページ、図面番号⑨、現況写真は、5 ページ上段をご覧ください。届出地は、旭町丸原の田です。場所は、旭支所から約 2 km 北西の御神本行政区です。島根県の河川掘削土の廃土を埋める計画で、農地ではありませんが、下側の土地も含めて廃土処理をする計画で、管理者の要望もあり、埋め立て後は畑として利用する計画です。 以上、報告します。</p>
会長	<p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。 以上を持ちまして、第 26 回総会を終了します。</p>

終了 午前 10 時 20 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議長

委員

委員